

公立大学法人大阪府立大学寄附金取扱細則を次のように定める。

平成 23 年 4 月 1 日

公立大学法人大阪府立大学寄附金取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公立大学法人大阪府立大学寄附金取扱規程（平成17年公立大学法人大阪府立大学規程第42号。以下「規程」という。）第 8 条の規定に基づき、公立大学法人大阪府立大学（以下「法人」という。）における寄附金の取扱事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において、「寄附金」とは、規程第 2 条に定めるところによる。

(受入れの取扱い)

第 3 条 寄附金の受入れに際しては、寄附目的に従い用途を特定し、大学等における学術研究、教育又は大学等の運営に要する経費に充当するものとする。

2 前項の学術研究及び教育に要する経費には、これらの業務実施に係る経費（以下「管理的経費」という。）を含むものとする。

3 前項の管理的経費は、受入金額に115分の15を乗じた額とする。但し、理事長が特に必要と認めたときは、当該経費を徴収しないことができる。

4 前項により計算した結果、管理的経費に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、その端数は直接、学術研究又は教育に要する経費に充てることができるものとする。

(有価証券による寄附)

第 4 条 株式等による寄附については、公立大学法人大阪府立大学株式等取得取扱要項（平成〇年〇月〇日制定）の定めによる。

2 株式等以外の有価証券による寄附にあたっては、受領後、適切な換金性が確保された時点で、速やかに換金し受け入れるものとする。

(寄附金の用途変更)

第 5 条 寄附金の用途変更を希望する教員は、用途変更申請書（様式第 1 号）により理事長に申し出るものとする。

2 理事長は、前項の規定による申出が適当であると認めるときは、用途の変更を承認するものとし、用途変更承認書（様式第 2 号）により通知する。

(寄附金の移し替え)

第 6 条 部局長等（公立大学法人大阪府立大学会計規程（平成17年公立大学法人大阪府立大学規程第35号）第 3 条第 1 号に規定する部局長等をいう。）は、当該部局長等の教員が他大学等へ異動し、引き続き研究等を行なうため寄附金の移し替えが相当と認めるときは、移替申請書（様式第 3 号）により理事長に申し出なければならない。

2 理事長は、前項の規定による申出が適当であると認められ、かつ当該教員が異動する他大学等の長の同意が得られた場合に限りこれを承認するものとし、移替承認書（様式第 4 号）により通知する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年 3 月 1 日から同月31日までの間に受け入れる教育・研究奨励寄附金については、改正後の公立大学法人大阪府立大学寄附金取扱規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。